

保医第746号
令和元年7月22日

私学振興・青少年課長
子育て支援課長
障害福祉課長
体育健康課長

} 様

保健医療課長

腸管出血性大腸菌感染症の発生に伴う注意喚起について

先般、県内幼稚園において、腸管出血性大腸菌感染症の集団発生があったところですが、これまでの健康福祉部における調査の結果、感染拡大の要因の一つとして、プールの使用が考えられています。

本感染症の発生は一年を通してみられますが、特に夏場に多く発生することから、手洗いの励行、食品の十分な加熱等による適切な衛生管理に加え、プール（簡易用ミニプール等を含む）の水質管理等についても、幼児関連施設等への指導を改めて徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 プールの管理における留意事項

- ・遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lから1.0mg/Lに保てるように、使用前、毎時間、使用後に水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒を行う。
- ・プールの遊泳前に幼児の体調を確認し、消化器症状のある者を遊泳させない。
- ・プールの遊泳前に流水を用いたお尻洗いを行う。

2 日常業務における留意事項

- ・トイレの取っ手やドアノブなど、菌の汚染されやすい場所を逆性石鹼や消毒用アルコールなどを使って消毒する。
- ・おむつの排便処理の際には、使い捨て手袋を着用する。おむつ交換後、特に便処理後は、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行う。
- ・毎日の健康観察において、類似症状の児が増加していないか注意し、園内及び嘱託医との情報共有により、早期の対応につなげる。

<参考>

- 遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）
- 保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）

健康福祉部保健医療課感染症対策係
係長 居波 担当 中澤
058-272-1111（内線2543）